

各市町村長
各消防補償等組合管理者
各水防組合管理者
水害予防組合管理者

} 様

消防団員等公務災害補償等共済基金
常務理事 寺田 文彦

公務に起因する疾病の範囲についての一部改正について（通知）

今般、公務に起因する疾病の範囲について（平成 2 年 3 月 14 日消基発第 119 号）の一部を下記のとおり改正するので通知します。

記

1 改正概要

他の災害補償制度の改正に伴い、対象疾病に「重篤な心不全」を追加したこと。並びに所要の語句の整理を行ったこと。

2 詳細

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別紙 公務に起因する疾病の範囲 二 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 ⑩ 著しい騒音を発する場所における業務に従事したため <u>生じた難聴</u> 等の耳の疾患 三 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病	別紙 公務に起因する疾病の範囲 二 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 ⑩ 著しい騒音を発する場所における業務に従事したため <u>難聴</u> 等の耳の疾患 三 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

<p>③ <u>チェンソー、ブッシュクリーナー</u>、さく岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しょう循環障害、末しょう神経障害又は運動器障害</p> <p>四 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p> <p>⑤ 木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する<u>場所</u>における業務又は抗生物質等にさらされる業務に従事したため生じたアレルギー性鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患</p> <p>六 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p> <p>② <u>動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物</u>を取り扱う業務に従事したため生じたブルセラ症、炭そ病等の伝染性疾患</p> <p>七 がん原性物質またはがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p> <p>② <u>ベーターナフチルアミン</u>にさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう</p> <p>⑪ <u>オルトートルイジン</u>にさらされる業務に従事したため生じた<u>ぼうこうがん</u></p> <p>⑫～⑮ (略)</p> <p>⑯ ①から⑮までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病</p> <p>八 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じ</p>	<p>③ <u>チェンソー、ブッシュクリーナー</u>、さく岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しょう循環障害、末しょう神経障害又は運動器障害</p> <p>四 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p> <p>⑤ 木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する<u>場所</u>における業務又は抗生物質等にさらされる業務に従事したため生じたアレルギー性鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患</p> <p>六 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p> <p>② <u>動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物</u>を取り扱う業務に従事したため生じたブルセラ症、炭そ病等の伝染性疾患</p> <p>七 がん原性物質またはがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p> <p>② <u>ベーターナフチルアミン</u>にさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう</p> <p>⑪～⑭ (略)</p> <p>⑮ ①から⑭までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病</p> <p>八 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じ</p>
---	--

た狭心症、心筋梗塞、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離、くも膜下出血、脳出血、脳梗塞又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病

一〇 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる疾病

④ 次に掲げる場合に発生した疾病で、勤務場所又はその附属施設の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由により発生したもの
ア・イ （略）

(注) 二から九までに掲げる疾病の取扱いについては、次によるものとする。

① 二から九まで（二の⑬、三の⑤、四の⑨、六の⑤及び七の⑯を除く。）に掲げる疾病は、当該疾病に係る当該各号の業務に伴う有害作用の程度が当該疾病を発症させる原因になるのに足るものであり、かつ、当該疾病が医学経験則上当該原因によって生ずる疾病に特有な症状を呈した場合は、特に反証のない限り公務上のものとして取り扱うものとする。

② 二から四まで及び六から八までに掲げる「これらに付随する疾病」並びに九に掲げる「これに付随する疾病」とは、それぞれ当該各号の疾病に引き続いて発生した続発性の疾病その他当該各号の疾病との間に相当因果関係が認められる疾病をいう。

なお、三の「これらに付随する疾病」には、三の③の手指、前腕等の運動器障害に付随して起こる粘液のうの疾患が含まれるものとする。

た狭心症、心筋梗塞、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、肺塞栓症、大動脈りゅう破裂（解離性大動脈りゅうを含む。）、くも膜下出血、脳出血、脳血栓症、脳塞栓症、ラクナ梗塞又は高血圧性脳症及びこれらの疾病に付随する疾病

一〇 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる疾病

④ 次に掲げる場合に発生した疾病で、勤務場所又はその附属施設で不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由により発生したもの
ア・イ （略）

(注) 二から九までに掲げる疾病の取扱いについては、次によるものとする。

① 二から九まで（二の⑬、三の⑤、四の⑨、六の⑤及び七の⑯を除く。）に掲げる疾病は、当該疾病に係る当該各号の業務に伴う有害作用の程度が当該疾病を発症させる原因になるのに足るものであり、かつ、当該疾病が医学経験則上当該原因によって生ずる疾病に特有な症状を呈した場合は、特に反証のない限り公務上のものとして取り扱うものとする。

② 二から四まで及び六から八までに掲げる「これらの疾病に付随する疾病」並びに九に掲げる「これに付随する疾病」とは、それぞれ当該各号の疾病に引き続いて発生した続発性の疾病その他当該各号の疾病との間に相当因果関係が認められる疾病をいう。

なお、三の「これらの疾病に付随する疾病」には、三の③の手指、前腕等の運動器障害に付随して起こる粘液のうの疾患が含まれるものとする。